鳥取県森林病害虫等（松くい虫）防除連絡協議会運営要綱

（趣旨）

第１条　この要綱は、鳥取県森林病害虫等（松くい虫）防除連絡協議会（以下「協議会」という。）に関し必要な事項を定めるものである。

（協議する事項）

第２条　協議会は、鳥取県附属機関条例（平成２５年鳥取県条例第５３号）別表第１で定める事項を協議するものとし、その具体的な内容は次の各号に掲げる事項とする。

（１）県防除実施基準の策定又は変更に関し必要な事項

（２）高度公益機能森林及び被害拡大防止森林の区域の指定又は変更に関し必要な事項

（３）樹種転換促進指針の策定又は変更に関し必要な事項

（４）地区防除指針の策定又は変更に関し必要な事項

（５）特別防除の適正かつ円滑な実施に関し必要な事項

（６）その他必要な事項

（組織）

第３条　協議会は、県関係部局、関係森林管理署及び国立公園管理事務所、関係市町村及び委員１０人以内をもって組織する。

（委員）

第４条　委員は、その協議する事項に関し知識又は経験を有する者のうちから、知事が任命する。

２　委員の任期は、２年以内とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

３　委員は、再任されることができる。

（会長）

第５条　会長は、鳥取県農林水産部森林・林業振興局長をもって充てる。

２　会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

３　会長は、必要があると認めるときは、議事に関係を有する者に対して出席を求め、意見又は説明を聞くことが出来る。

４　会長に事故あるときは、あらかじめその指名する構成員が、その職務を代理する。

（協議会）

第６条　協議会の招集は、協議会の庶務を行う所属の長が行い、会長がその議長となる。

２　協議会は、委員の過半数が出席しなければ、会を開くことができない。

（庶務）

第７条　協議会の庶務は、鳥取県農林水産部森林・林業振興局森林づくり推進課において行う。

　附　則

　　この要綱は、平成２８年２月１２日から施行する。